

マル経融資「貸上げ貸付利率特例制度」について

自社従業員の貸上げに取り組む方に利用いただける「貸上げ貸付利率特例制度」が創設され、雇
用者給与等支給額の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある場合、貸付日か
ら2年間の貸付利率を0.5%低減されます。

雇用者には、パート、アルバイトおよび日雇い労働者を含めますが、法人の役員および個人事業主の
家族従業員は含めません。

融資限度額 : 2,000万円

返済期間 : 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内

利率 : 2.5% (当初2年間、▲0.5%引下げ)

一人でも雇ったら、入ろう。労働保険

労働保険（労災保険・雇用保険）は、労働災害や失業等が発生した際に、保険給付等を行う事により
労働者の福祉の向上・増進を図るための政府が管掌する保険制度です。

労働者を一人でも雇用していれば、原則として業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業所とな
り、事業主は加入手続きを行い、労働保険を納付しなければなりません。

パート、アルバイト、契約社員、派遣労働者等の呼称にかかわらず、雇用保険の適用範囲は、以下の
とおりとなります。

- ・ 31日以上の雇用見込みがあること。
- ・ 1週間の所定労働時間（残業時間を含まない）が20時間以上であること。

商工会は、厚生労働大臣の認可を受けた労働保険事務組合であり、事業主の委託を受けて労働保険
の事務処理を行っています。委託を希望される事業所は、商工会にご連絡ください。

事務組合に委託しますと次のようなメリットがあります。

- ①労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、事務の手間が省
けます。
- ②労災保険に加入することができない事業主や家族従業者なども、労災保険に特別加入することが
できます。
- ③労働保険料を3回に分割して納付できます。（一部分割できない場合があります。）

令和8年度の雇用保険料率の改定について

令和8年4月からの雇用保険料率は以下のとおりです。

	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	13.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	16.5/1,000

労災保険料率については、令和7年度から変更ありません。

協会けんぽからのお知らせ

令和8年3月分（4月納付分）から健康保険料率、介護保険料率が次のように変更になり、
令和8年4月から「子ども・子育て支援金」が加わりました。

健康保険料率 10.24% ⇒ 10.13%

介護保険料率 1.59% ⇒ 1.62% (40歳から64歳までの方)

子ども・子育て支援金率 0.23%

「令和8年度第52回通常総会」を開催します。

日時 : 令和8年5月22日（金）午後2時から

場所 : 豊能町商工会館 2階 大研修室

皆様のご参加をお待ちしております。